



議案第四十八号

三朝町手数料徴収条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十八年六月十六日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾八年六月拾七日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町手数料徴収条例の一部を改正する条例

三朝町手数料徴収条例（昭和四十二年三朝町条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「十五円」を「二十円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

手数料の種類	金額
(1) 公簿、図面の閲覧	一件につき 二百円
(2) 印鑑に関する証明	一通につき 二百円
(3) 動産又は不動産に関する証明	一件につき 二百円
(4) 諸税に関する証明	一枚につき 二百円
(5) 身元身分に関する証明	一通につき 二百円



この条例は、昭和五十八年七月一日から施行する。

附 則

(6)	住民票の写	一通につき 二百円
(7)	世帯全員の住民票の写	一通につき 三百円
(8)	戸籍の附票の写	一通につき 二百円
(9)	死亡診断書、死体検案書及び死産証書の写	一通につき 二百円
(10)	その他の証明等	一通につき 二百円